

経済連携協定における原産地証明書の様式について

経済連携協定における原産地証明書の様式は次表第2欄に掲げるものとする。ただし、シンガポール協定にあっては、シンガポール協定第31条、オーストラリア協定にあっては、オーストラリア協定第3・15条、RCEP協定にあっては、RCEP協定第3・17条に規定する原産地証明書の様式を指すものとする。

原産地証明書	原産地証明書の様式
メキシコ協定原産地証明書	メキシコ統一規則附属書2に定める様式
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア運用上の手続規則別紙1-Aに定める様式
チリ協定原産地証明書	チリ運用上の手続規則別紙2-Aに定める様式
タイ協定原産地証明書	タイ運用上の手続規則別紙1-Aに定める様式
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア運用上の手続規則別紙1-Aに定める様式
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ運用上の手続規則別紙1-Aに定める様式
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン運用上の規則付録1に定める様式
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン運用上の手続規則別紙1-Aに定める様式
スイス協定原産地証明書	スイス協定附属書2付録2に定める様式に適合する書式
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム運用上の規則付録2に定める様式

インド協定原産地証明書	インド運用上の手続別紙 1 に定める様式
ペルー協定原産地証明書	ペルー協定附属書 4 に定める様式に適合する書式
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式